

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一項中「見積書を徴さなければならない」の下に「（管理者が別に定める場合を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。